

毎週火、金曜日発行（但休日等に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 建設業者の登録
換地計画の認可
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部
改正
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 毒物及び劇物取扱者試験の実施
警察官採用試験の合格者

告示

鳥取県告示第二百号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十一年五月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

おもな営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
（に）第二九八号

昭和三十一年
一月二十二日

横山組

鳥取市向国安二三一

横山 勇治

第二九九号

〃

伊吹植物園

〃 薬師町四三

伊吹 道郎

第二九五号

〃 一月十一日

酒本組

岩美郡岩美町岩本三五六

酒本 善市

第二九七号

〃

協和建設有限会社

八頭郡若桜町高野

山本実次郎

第一四一号 二月二十三日 気高建設株式会社 気高郡気高町勝見 木下 静造
 第八六号 二月二十六日 中央建設株式会社 八頭郡河原町渡一木二六五ノ一 尾崎 信一
 第八三号 二月十八日 南部土建株式会社 西伯郡西伯町法勝寺五五〇 藤原 政義

鳥取県告示第二百一十号

本庄村河崎太田土地改良区から申請のあつた換地計画について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条第一項の規定により、昭和三十一年五月十二日認可した。

昭和三十一年五月十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第二百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十一年五月十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

診療科名 (業務の種類)	名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
産婦人科、内科、外科、 肛門科、放射線科	武田	医院	日野郡溝口町溝口			昭和三十一年				

内 科	小児科、内科	歯 科	調 剤	診療所	所在地	指 定 年 月 日																													
石見村国民健康保険直営	笠木小児科医院	荒金齒科診療所	片山齒科医院	浅井永昌堂薬局	有限会社 広田セイセイ堂薬局	乾 薬 局	吉田一陽堂若桜橋薬局	小谷薬品株式会社	山 本 薬 局	ローズ薬局	荻野薬局	ヒラノ薬局	宮 本 薬 局	有限会社 富谷薬局	小林 薬 局	尾崎 薬 局	石見村上石見	米子市中町七六	日野郡伯南町生山	石見村上石見	鳥取市新鑄物師町五三	西品治町六九四	立川町四ノ一二九	藪片原町一三〇二	吉方町一五八	行徳四一三ノ七	長谷一〇八	川端二丁目六二	若桜町三八	倉吉市河原町一、九〇四	明治町一、〇三二	上井三〇七	三月三十一日	四月一日	五月一日

市川 薬局
ウチダ 薬局
日野郡溝口町溝口六二七
羽合町橋津

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年五月十八日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高 蔵

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和二十七年四月鳥取県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の二条を加える。

（給与事務所の内部組織、分掌事務）

第十条の二 給与事務所に、給与係を置く。

2 所員の分掌事務は、所長が係長の意見を徴して定める。

3 前項の分掌事務を定め又はこれを変更したときは、教育長に報告しなければならない。

（給与事務所の職及び職務）

第十条の三 給与事務所に、それぞれ次の長を置く。

所 長
係 長

2 所長は、上司の命を受け所属職員を指揮監督し、事務を掌理する。

3 係長は、上司の命を受けその係に属する事務を処理する。

第十一条の次に次の二条を加える。

（教育研究所の分掌事務）

第十一条の二 所員の分掌事務は、所長がこれを定める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年五月十八日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高 蔵

- 一 日時 昭和三十一年五月二十四日 午前十一時
- 一 場所 鳥取県教育委員会会議室

- 2 前項の分掌事務を定め又はこれを変更したときは、教育長に報告しなければならない。
（教育研究所の職及び職務）
- 第十一条の三 教育研究所に次の長を置く。
所 長
- 2 所長は、上司の命を受け所属職員を指揮監督し、事務を掌理する。

この規則は、昭和三十一年六月一日から施行する。

附 則

一 議題 事務局人事について

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物及び劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和三十一年五月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 期日及び場所

昭和三十一年六月十五日 午前十時から

鳥取市二階町 鳥取保健所

二 試験の種類及び科目

1 筆記試験

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法ただし農業用のみ受験する者については毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

2 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法
ただし農業用のみ受験する者についてはは毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

三 手続
受験希望者は毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）に定める試験申請書に五百円の収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて昭和三十一年六月五日までに所轄保健所長に提出すること。

- 1 履歴書
 - 2 戸籍抄本
 - 3 写真（申請前六箇月以内に脱帽で上半身を撮影した手札形で台紙のないもの）二葉
 - 4 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんぼ、盲又は色盲でないことを証明する医師の証明書。
- 別記
一 黄磷、硫化磷及びこれらのいづれかを含有する製剤。

- 二 シアン化合物及びこれ含有する製剤。
ただしベルリン青、黄血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいづれかを含有する製剤を除く。
- 三 水銀化合物及びこれ含有する製剤。
ただし朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいづれかを含有する製剤を除く。
- 四 ニコチン、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤。
ただしニコチンとして一〇パーセント以下を含有するものを除く。
- 五 砒素、その化合物及びこれらいづれかを含有する製剤。
- 六 亜鉛塩類。
ただし炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- 七 苛性ソーダ及びこれ含有する製剤。
ただし水酸化ナトリウム五パーセント以下を含有するものを除く。

- 八 クロロピクリン及びこれ含有する製剤。
- 九 砒弗化水素酸塩類。
- 十 銅塩類。
ただし雷銅を除く。
- 十一 二硫化炭素及びこれ含有する製剤。
- 十二 バリウム化合物。
ただし硫酸バリウムを除く。
- 十三 ホルムアルデヒド含有物。
ただしホルムアルデヒド一パーセント以下を含有するものを除く。
- 十四 ロテノン及びロテノン含有する生薬（デリス根、魚藤根の類）並びにこれらのいづれかを含有する製剤。
ただしロテノン二パーセント以下を含有するものを除く。
- 十五 硫酸及びその含有物。
ただし硫酸一〇パーセント以下を含有するものを除く。
- 十六 テトラエチルピロホスフェイト及びこれ含有する製剤。

- 十七 ヘキサチルテトラホスフェイト及びこれ含有する製剤。
- 十八 ジエチルパラニトロロフェニルチオホスフェイト及びこれ含有する製剤。
- 十九 ジメチルパラニトロロフェニルチオホスフェイト及びこれ含有する製剤。
- 二十 エチルパラニトロロフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれ含有する製剤。
- 二十一 モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれ含有する製剤。
- 二十二 ブロムメチル。
- 二十三 二―四―ジニトロ―六―シクロ（キシルフェノール一五パーセント含有する製剤を除く）
- 二十四 ペンタクロルフェノール、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤。
- 二十五 二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六

